

発行 ● 榛東村役場

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地 1

☎0279-54-2211 HPアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

編集 ● 総務課

広報は綴って
保存しましょう
いつか役に立ちます
.....
再生紙使用



主な内容

CONTENTS

平成14年度予算 2~5

南部保育園移転 6~7

育児・介護休業制度 8~9

消防・交通 10~11

国民年金・老人保健 12~13

ニュース・情報 14~20

思い出の園舎で —南部保育園卒園式—

心豊かに暮らせるむらづくり

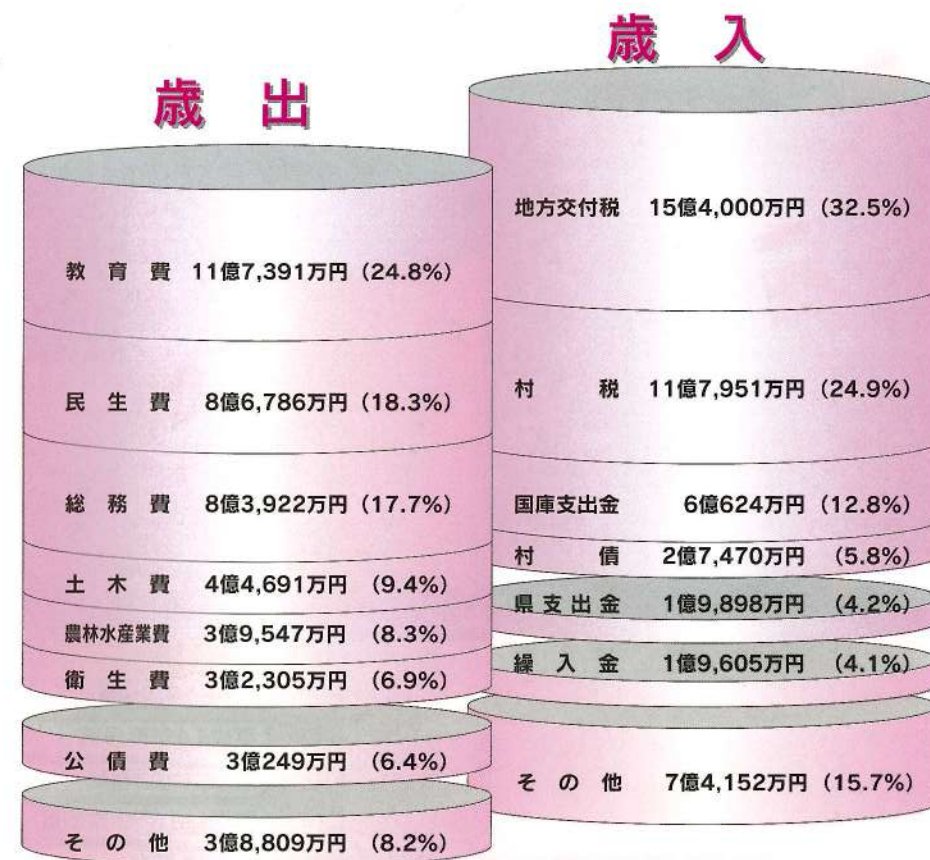
「住んでみたい、
住み続けたい村」
づくりを推進

村の各種事業を行うための平成十四年度予算が決まりました。依然として地方財政を取り巻く環境には厳しいものがあります。そのなかで「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」という地方自治の基本原則に立ち返り、事務事業の見直し、事業の執行方法及び施設の管理運営手法の見直し、諸経費の節減及び効果的配分等により、経費全般について徹底した合理化を図りました。

その中で今年度も、生活に関連した施設の整備、児童及び高齢者福祉対策、教育や文化の振興などに効果的に限られた財源を配分しました。この予算をもとに「住んでみたい、住み続けたい村」づくりを進めていきます。



みなさんの暮らしに
一般会計 47億3,700万円

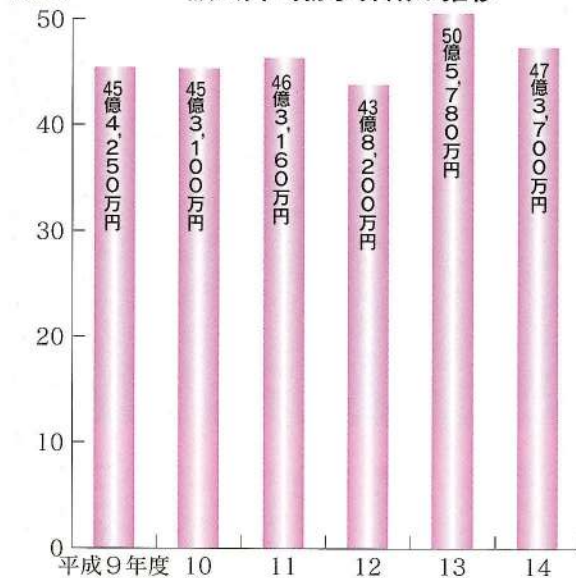


村債残高、償還額の推移

年度	前年度末残高 A	新規発行額 B	年度中償還額 C	年度末残高 A+B-C
9	34億7,252万円	2億7,040万円	6億6,414万円	30億7,878万円
10	30億7,878万円	1億6,360万円	6億2,080万円	26億2,158万円
11	26億2,158万円	2億2,490万円	3億7,960万円	24億6,688万円
12	24億6,688万円	6,780万円	2億8,022万円	22億5,446万円
13	22億5,446万円	3億5,090万円	3億503万円	23億33万円
14	23億33万円	2億7,470万円	2億8,107万円	22億9,396万円

備考：この表は普通会計（一般会計及び住宅新築資金等貸付特別会計）の村債の元金で算出している。

一般会計当初予算額の推移



特別会計 概要 上水道事業会計

●国民健康保険特別会計
歳入の主なもの、国民健康保険税三億五千三百三十三万円、国庫支出金二億九千七百四十二万円など、保険税が全体の四割以上を占めています。

一方、歳出では保険給付費が四億九千五百九十七万円、全体の六割近くを占めています。

●老人保健特別会計
歳入では、支払基金交付金が六億四百五十六万円、全体の六九・一割を占めています。一方歳出は、医療給付費が八億四千六百七十七万円、全体の九六・八割を占めています。

特別会計

予算総額29億3,404万円

会計名	予算額
国民健康保険	8億3,631万円
老人保健	8億7,466万円
介護保険	3億3,944万円
住宅新築資金等貸付	5,421万円
公共下水道事業	3億9,030万円
農業集落排水事業	4億3,912万円

※歳入と歳出は同額です。

上水道事業会計

収益的収入及び支出

事業収益	事業費用
営業収益	営業費用
2億7,247万円	2億5,664万円
営業外収益など	営業外費用など
1,432万円	2,821万円
収入計	支出計
2億8,679万円	2億8,485万円

資本的収入及び支出

資本的収入	資本的支出
企業債	建設改良費
4,890万円	1億4,926万円
防衛補助金など	企業債償還金
6,179万円	1,535万円
収入計	支出計
1億1,069万円	1億6,461万円

●介護保険特別会計
歳入には、支払基金交付金一億三百二十八万円、国庫支出金八千七百三十三万円、保険料六千五百七十三万円を計上しました。一方、歳出には介護サービス等諸費を三億七千四百三十三万円計上しました。

●住宅新築資金等貸付特別会計
歳入のうち貸付金元利収入が四千四百九十一万円、全体の八二・八割を占めています。歳出では、公債費が五千三百六十四万円、全体の九八・九割を占めています。

●公共下水道事業特別会計
歳入では、村債が一億四千六百一十万円、全体の三六・三割を占めています。

●農業集落排水事業特別会計
歳入に、県支出金二億九千九百五十万円、村債一億七千六百三十万円を計上しました。歳出には、建設費四億三千五百五十六万円を計上しました。

●上水道事業会計
主な事業として、より安全で安定した給水を行うため、配水タンクの設置調査、防衛庁の補助金を受けて老朽管の布設替工事などを実施します。



**BSE関連対策として畜産農家に
対する利子補給制度を創設**

社会情勢などの変化に対応した
活力に満ちた村づくりが求められ
ている今日、農林業や商工業の活
性化のため、次のような事業を進
めています。

農林業では、BSE関連対策と
して畜産農家に対する利子補給制
度を創設しました。また、県が施
工する山子田ふるさと農道建設費
の一部を負担します。林道整備事
業として桜の郷整備事業、新井盗

経済と観光

一般会計の主な事業

●は新規

- 議会費**
- ・議会便り発行
- 総務費**
- ・総合行政ネットワーク費
 - ・住民基本台帳ネットワーク費
 - 戸籍情報システム費
 - ・新庁舎建設基金積立
 - ・交通安全対策事業
 - （カーブミラー、グリーンベルト
設置経費等）
 - ・防犯灯維持管理

- ・コミュニティ供用施設整備費
 - ・航空機騒音観測事業
- 民生費**
- ・社会福祉事業費補助
 - ・養護及び特別養護老人ホーム入所
委託
 - ・身体障害者施設通所及び入所委託
 - ・福祉総合センター管理運営事業
 - ・福祉医療事業
 - ・地域改善対策事業
 - （住宅新築資金等貸付特別会計
繰出金等）
 - ・ふれあい館管理運営委託
 - ・児童手当支給
 - ・民営保育園管理運営委託、補助
 - ・村営保育園運営

教育と文化

屋外運動公園整備事業と茅野遺跡 公園整備事業を実施

村が将来に渡って発展していく
ためには教育の充実が不可欠で
す。学校関連では、中学校特別
棟・南北両幼稚園の防音事業、小
中学校の校内LAN敷設工事、南
小学校校庭整備などを行います。
社会教育では、昨年度も実施した
IT講習会を開催します。より多
くの方にインターネットや電子メ
ールを学んでいただく予定です。
昨年度からの継続事業の屋外運
動公園整備事業では、測量設計や
駐車場整備工事などを実施する予
定です。

また、豊かな感性を育てていく
ために文化の振興も図っていきま
す。茅野遺跡公園整備事業などを
推進し、文化財の保護に努めます。
耳飾り館では、特別展示会を予定
しています。

このほかに老朽化した笹熊集會
所の改修も行います。

好評のパソコン教室を今年度も実施します。



暮らしと環境

広馬場地区で農業集落排水整備、 ふるさと創生基金交付金を創設

美しい村を子孫に残していくた
めには、生活環境の整備が欠かせ
ません。生活に関連した水やゴミ
などの環境問題に対応していく必
要があります。

ご家庭などから出る排水処理を
適切に行うために公共下水道及び
農業集落排水の整備を進めていき
ます。農業集落排水整備は、これ
までの長岡地区に加え、広馬場地
区でも実施します。

また、家畜対策排せつ物の管理
の適正化及び利用の促進のために
畜産環境対策事業補助金を新設し
ました。

みなさんが住んでいる地域の活
性化、コミュニティ意識の醸成、
地域連帯感の回復のため、自治会
組織が自ら考え、自ら行う事業に
対し、ふるさと創生基金を原資と
する交付金を創設しました。



広馬場地区の農業集落排水整備を開始します。

農林水産業費

- ・生産調整推進奨励事業
- ・果樹振興事業
- （ぶどう生産組合補助等）
- 牛海綿状脳症関連緊急対策費
（牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給）
- ・ふるさと農道緊急整備事業
（北原31号線）
- ・小規模土地改良事業
（釈迦堂地区排水路工事）
- ・林道整備事業
（新井盗人越線舗装工事）
- ・桜の郷整備工事
- ・ふるさと公園管理運営
- ・「ぐんま200」ブランドまゆ生産
対策事業

商工費

- ・事業後継者女性経営者育成事業補助
- 観光パンフレット作成
- 土木費**
- 防衛施設周辺整備事業
（上サ15号線外6路線用地買収外）
- 調整交付金事業
（八幡ふれあい広場線、中野1号線等工事）
- 村単独道路新設改良事業
（井戸尻8号線外、宮室52号線等工事）
- ・都市計画道路一般経費
（空中写真撮影業務委託経費等）

教育費

- ・南小学校校庭整備事業
- 校内LAN整備事業
- ・屋外運動公園整備事業
- 北・南幼稚園、中学校特別棟防音事業

福祉と医療

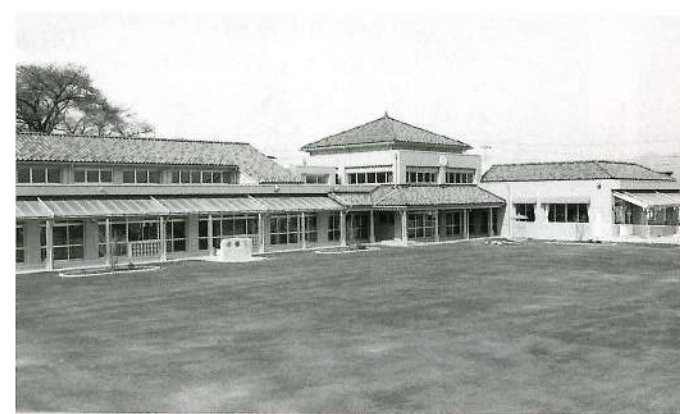
- ・茅野遺跡公園整備事業
- ・IT講習推進事業
（パソコン教室開催）
- 笹熊集會所改修工事



改修予定の笹熊集會所

消防費

- 防火水槽建設事業（2基分）
- 消防団第4分団詰所建設事業



社会体育館東に移転した南部保育園

子育て支援センター事業開始、 徘徊老人検索システムを導入

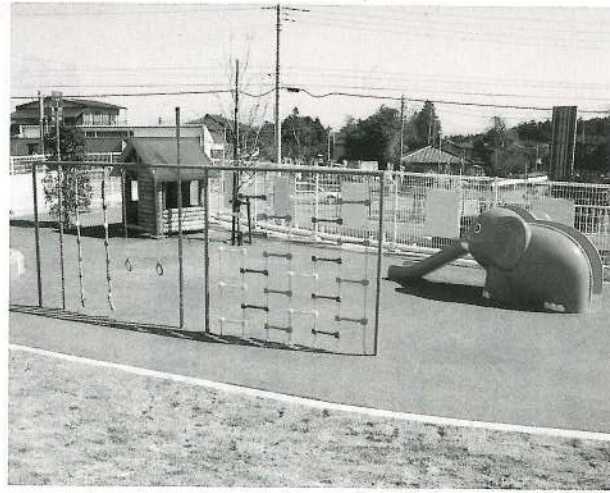
現在、出生数の減少及び平均寿
命の延びにより、少子・高齢化社
会となっています。このような状
況下、村では子育て環境の整備、
障害者及び高齢者福祉の充実を図
っています。

子どもを産み育てる環境整備と
して、今年度から社会体育館東に
建設した南部保育園の運営がスタ
ートします。この保育園では、子
育て家庭に対し相談や育児支援を
行う「地域子育て支援センター」
事業も実施します（詳細は六〇七
ページに掲載）。

高齢者福祉面では、高齢者の徘
徊を防止するために人工衛星を利
用した徘徊老人検索システムを導入
します。

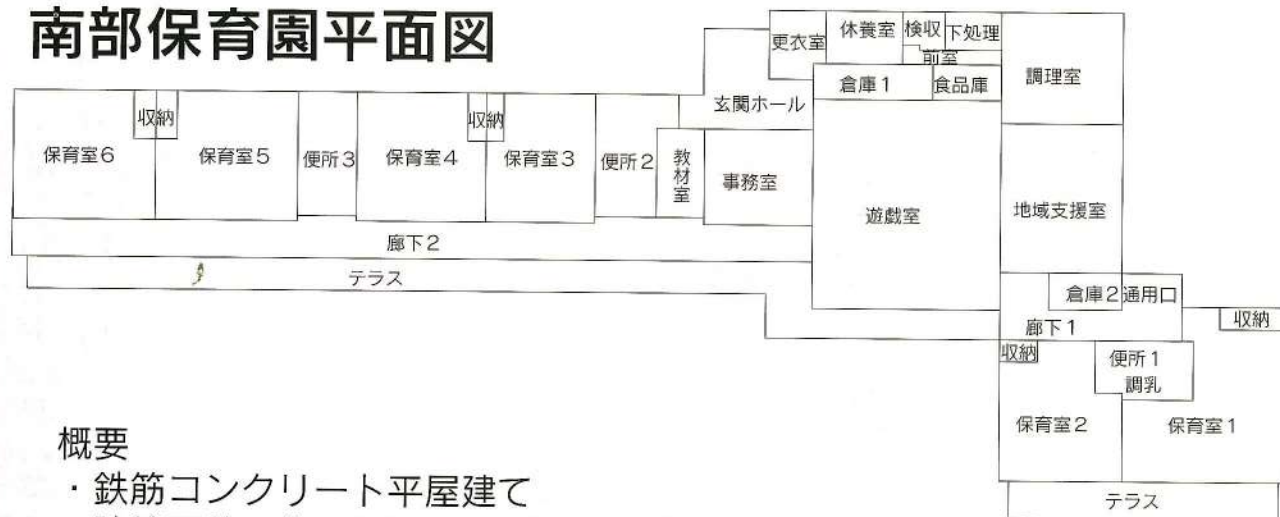
医療面では、小学校就学前まで
の乳幼児医療費の無料化を引き続
き行います。また、住民検診の受
診科目の充実も図っていきます。

遊具も充実しています。



乳児の部屋にはたたみを敷きました。

南部保育園平面図



概要

- ・鉄筋コンクリート平屋建て
- ・建築面積 約1,081.2㎡ (テラス含む)

南部保育園

特別保育について

南部保育園では、通常の保育の他に次のような特別保育を実施します。

【乳児保育】

○歳児保育を実施します。

【延長保育】

希望者は、早朝七時より午後七時まで保育を実施します。

【一時保育】

この事業は、一時的に家庭で保育が困難となる児童を対象に行う保育です。

保育期間は、保護者の保育困難となる理由により次のとおりになります。

- ①非定型的保育（保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により家庭保育が困難となる場合）
：週三日、月十四日以内
- ②緊急保育（保護者の傷病、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合）
：一カ月につき十四日以内

保育料は一日につき、三歳未満児が二、〇〇〇円、三歳以上児が一、五〇〇円です。

【地域子育て支援センター事業】
この事業は、地域の子育て中の家庭を支援する事業で、就学

前の子どもと保護者を対象とした事業です。
子育てに対する不安を解消するための電話相談や来所相談、また、子育てサークルの育成や支援、子育てに関する情報提供などを行います。
子育てには、常に不安や悩みがつきまとうものです。子育て中の保護者同士が集まりおしゃべりをしながら情報交換をしたり、保育士と遊んだり、親子で楽しい時間を過ごすことができます。料金は無料です。

実施時間

月～木曜日 午前 ふれあい保育
午後 育児相談
金曜日 午前 園庭開放
午後 育児相談
土曜日 午前 育児相談

南部保育園は、地域の中で子どもたちが子どもらしく成長し、親子ともに心豊かに生きるための育児パートナーです。

多くの保護者のご来園をいつでもお待ちしております。詳しい保育内容については、南部保育園（五四・二五七）までお問い合わせください。

子育て支援施策充実のために 各種保育サービスを提供します

昨年七月から子育て支援施策充実を目的に社会体育館東に建設を始めた新しい南部保育園が三月に完成し、今月から運営を開始しました。

この保育園では、〇歳児及び一歳児の保育や親の急病等の事情による保育園に通っていない子の一時保育、延長保育などを実施します。また、子育て家庭に対し相談や指導を行う「地域子育て支援センター事業」も実施します。

ここでは、南部保育園の各種設備を紹介していきます。

施設概要

南部保育園は、平成十三年七月十八日に造成工事に着手してから、約八カ月費やして本年三月に完成しました。総工費は約四億六、四六二万円です。

当施設は、鉄筋コンクリート平屋建ての構造で、建築面積は約一、〇八一・二㎡となっています。その中に〇歳から五歳児までの保育を行う保育室、一時保育室、地域子育て支援室、遊戯室などを設置しました。従来の保育に加え、多種多様な保育を提供できる施設です。

今後、他保育園とともに子育て支援の拠点として利用されます。

社会体育館東に南部保育園を移転

今月から運営開始！

三月二十九日、園庭で行われたテープカット



働く人の子育て・介護を支援

「改正育児・介護休業法」が 四月一日から全面的にスタート！

育児・介護休業法は、育児や家族の介護を行う人の仕事と家庭の両立を支援することを目的とした、総合的な内容の法律です。この法律によって、育児や介護のために休業をとることは働く人の権利として認められています。しかし、現実には、育児・介護休業を取得した後の待遇や職場復帰などに対する不安から、休業を取得しづらいと感じている人はまだ多いようです。そこで、働く人がより安心して育児・介護休業を取得し、職場復帰しやすい環境を整備するため、平成十三年十一月、この法律の一部が改正され、今年四月一日からこの改正法が全面的に施行されました。



改正のポイント ①

解雇その他の不利益な取り扱いを禁止

改正前は、育児休業・介護休業の申し出や取得を理由とする「解雇の禁止」の規定のみでしたが、改正後は、解雇のみならず、退職の強要や減給、賞与等の支払いにおける不利益な算定、不利益な配置転換などの不利益な取り扱いも禁止されます。



改正のポイント ②

一定時間を超える時間外労働を制限

小学校就学前の子どもを養育している労働者や、要介護状態にある家族の介護を行っている労働者は、一カ月二十四時間、一年二百五十時間を超える時間外労働の免除を請求できます。該当する労働者がこの請求をした場合、事業主は原則として、これを越える時間外労働をさせることはできません。

改正のポイント ③

勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子が一歳未満から三歳未満に

短時間勤務やフレックスタイム、始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働の免除などの勤務時間の短縮等の措置は、これまで「二歳未満の子どもを養育する労働者」を対象として行われてきました。改正後、この措置の対象者は、「三歳未満の子どもを養育する労働者」まで拡大されます。

改正のポイント ④

子どもの看護のための休暇制度を導入（努力義務）

改正法では、事業主の努力義務として、小学校に入学する前の子どもを養育する労働者が、子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入に努めなければならないとしています。子どもの看護のための休暇とは、負傷したり疾病にかかったりした子どもの世話をするために労働者に対して与えられる休暇で、年次有給休暇とは別に与えられるものです。



改正のポイント ⑤

転勤には育児・介護の状況に事業主が配慮

勤務地などの変更を伴う転勤などを行う場合、事業主は、労働者の育児や介護の状況を把握したり、労働者本人の意向を配慮したりするなど、その労働者の子どもの養育や介護の状況に配慮することが義務づけられました。



改正育児・介護休業制度

*の部分、今回改正されたところです。

	育児休業制度	介護休業制度
休業の定義	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業	労働者が、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業
対象労働者	男女労働者	
対象家族	子	○配偶者、父母、子、配偶者の父母 ○同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫
期間・回数	子が1歳に達するまでの連続した期間 子1人につき1回	連続3カ月以内の期間 対象家族1人につき1回
事業主の義務・講ずべき措置	●育児休業や介護休業の申し出や取得を理由とする、解雇その他の不利益な取り扱いを禁止*	
	●午後10時～午前5時の深夜業務の制限 ＜対象＞小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者 要介護状態にある対象家族を介護する労働者	
	●1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限* ＜対象＞小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者 要介護状態にある対象家族を介護する労働者	
	●勤務時間の短縮等の措置等 ＜対象＞3歳未満の子を養育する労働者* 要介護状態にある対象家族を介護する労働者 ＜講ずべき措置＞ ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ ・所定外労働をさせない制度（育児のみ） ・託児施設の設置その他これに準ずる制度（育児のみ） ・介護サービス費用助成その他これに準ずる制度 ・育児休業に準ずる措置（1歳から3歳までの育児のみ）	
	●子どもの看護のための休暇の措置（努力義務）* ＜対象＞小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者	
	●育児または家族介護を行う労働者の転勤に際して、育児や介護状況への配慮の義務*	

（資料提供＝厚生労働省）

6月1日から改正道路交通法施行令が施行されます

行政処分基準点数等の新旧対照表

交通違反	改正後			改正前	
	点数	酒気帯び 0.25以上	酒気帯び 0.25未満	点数	酒気帯び 0.25以上
酒酔い運転	25			15	
麻薬等運転	25			15	
共同危険行為等禁止違反	25			15	
無免許運転	19	23	20	12	13
大型自動車等無資格運転	12	19	13	12	13
仮免許運転違反	12	19	13	12	13
酒気帯び運転		13	6		6
過労運転等	13			6	
無車検運行	6	16	9	6	9
無保険運行	6	16	9	6	9
速度超過 ()内は高速道路関係	50km以上	12	19	12	13
	40km以上	6	16	6	9
	35km以上	6(3)	16(15)	6(3)	9(8)
	30km以上	6(3)	16(15)	6(3)	9(8)
	25km以上	3	15	3	8
	20km以上	2	14	2	7
	15km以上	1	14	1	7
	15km未満	1	14	1	7

① 酒酔い運転等の悪質違反は、1回目の違反でも欠格期間2年(従来は1年)の免許の取消しができるようにした。

② 無免許運転の点数引き上げにより、1回目の違反でも免許の拒否(従来は保留)停止期間中の無免許運転は欠格期間2年(従来は1年)の免許取消しができるようにした。

③ 酒気帯び運転、過労運転をして交通事故を起こした者に1回目の違反であっても免許の取消し(従来は停止)ができるようにした。

④ 新たに罰則の対象となった0.15mg以上0.25mg未満の酒気帯びは、1回目でも免許の停止に該当する点数(従来は点数なし)とした。

	改正後		改正前	
	有責性大	有責性小	有責性大	有責性小
死亡事故	20	13	13	9
後遺障害	13	9	—	—
全治3カ月以上	13	9	9	6
30日以上	9	6	9	6
15日以上	6	4	6	4
15日未満	3	2	3	2
救護措置違反	23		10	
故意による交通事故	45		35	
危険運転致死傷罪に当たる行為	45		—	

① 死亡事故を起こした者に対しては、原則として免許の取消しができるようにした。(従来はほとんどが免許の停止の対象にとどまっていた。)

② ひき逃げの点数を引き上げ、違反行為をしてひき逃げをした者には、1回目の違反でも欠格期間2年(従来は1年)の免許の取消しができるようにした。

③ 専ら自己の不注意で治療期間3カ月以上又は後遺障害の残る重傷事故を起こした場合、原則として免許の取消しができるようにした。(従来は免許の停止の対象となるにとどまっていた。)

過去3年以内の 免許の停止などの回数	改正後					改正前			
	免許の停止	免許の取消し(5年以内再取消しの場合)				免許の停止	免許の取消し(5年以内再取消し)		
		欠格期間 1年(3年)	2年(4年)	3年(5年)	5年		欠格期間 1年(3年)	2年(4年)	3年(5年)
0回	6~14	15~24	25~34	35~44	45以上	6~14	15~24	25~34	35以上
1回	4~9	10~19	20~29	30~39	40以上	4~9	10~19	20~29	30以上
2回	2~4	5~14	15~24	25~34	35以上	2~4	5~14	15~24	25以上
3回以上	2または3	4~9	10~19	20~29	30以上	2または3	4~9	10~19	20以上

極めて悪質・危険な運転者(例 ①酒酔い運転で事故の不注意で死亡事故②故意により人を死傷させた交通事故③危険運転致死傷罪など)に対しては、1回目の取消しであっても5年の欠格期間を指定できるようにした。(従来は最長で3年)

注 「有責性大」とは、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合、「有責性小」とはそれ以外の場合をいう



昨年度、村消防団第一分団の消防ポンプ自動車を新調しました。

火災4.6日に1件 救急1日に10.5件

平成13年中

火災と救急の状況

表Ⅰ：市町村別火災状況

(平成13年1月1日~12月31日)

区 分 市町村別	火災件数				焼損棟数				死 傷 者 数	焼損面積		損害見積額（千円）								
	計	建	林	車	そ の 他	計	全	半		部	ほ	建 物	林 野	計	建物と 取寄物	林 野	車 両	そ の 他		
		物	野	両	焼		焼	焼	や	人 員	(㎡)		(a)							
榛 東 村	7	3		2	2	3			2	1	8	1	38	2,776	1,536		1,240			
渋 川 市	23	12	1	4	6	21	6	1	9	5	25	1	2	767	1	64,665	64,186	1	478	
伊 香 保 町	6	1	1	2	2	4	1		1	2	4			151	5	24,680	24,516	79	85	
小 野 上 村	1				1	0									0					
子 持 村	12	7		3	2	12	3	3	3	3	6	1		420	0	13,218	13,015		203	
赤 城 村	9	3		2	4	4	4				2			237		5,898	5,894		4	
北 橋 村	5	1		2	2	1				1				1		90	90			
吉 岡 町	17	6	1	7	3	10	3	1	2	4	78			239	1	26,278	24,290		1,958	30
計	80	33	3	22	22	55	17	5	17	16	123	1	4	1,853	7	137,605	133,527	80	3,968	30

表Ⅱ：市町村別救急出場件数及び搬送人員

(平成13年1月1日~12月31日)

種別	市町村	榛東村	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	吉岡町	その他の町村	計	
		件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数人員	件数	人員
火災		2, 1	2, 7	1, 1			2	1	2, 1	2	12	1
自然災害				1, 2					1		2	
水難						2	5, 2		4		11	
交通事故	43, 47	244, 297	32, 37	12, 14	55, 64	45, 56	40, 42	89, 100	6, 9	566, 68		
労働災害	2, 2	16, 14	7, 7	2, 2	2, 2	2, 2	6, 6	4, 4		41, 3		
運動競技	3, 3	13, 13	4, 4		3, 3	2, 2	1, 1	1, 1	1, 1	28, 2		
一般負傷	34, 34	175, 162	93, 90	23, 21	35, 33	40, 35	28, 23	73, 72	3, 3	504, 47		
加害	2, 2	14, 10	3, 2			2, 3	2, 2	1, 1		24, 2		
自損行為	5, 4	15, 9	1	2	8, 6	12, 8	6, 4	8, 5		57, 3		
急病	137, 119	779, 723	235, 203	73, 65	232, 206	215, 184	128, 119	207, 192	1, 1	2,007, 1,81		
その他	12, 12	395, 363	21, 17	3	9, 3	18, 12	69, 67	41, 36	4, 2	572, 51		
計		240, 224	1,633, 1,588	398, 363	115, 102	346, 317	343, 304	281, 264	431, 412	17, 16	3,824, 3,60	

火災・救急テレホンサービス

- 火事の発生場所等を知りたいときは
火災情報テレホンサービス ☎23-0019
- 自分の車で病院へ行けるが診療してくれる
病院等が分からないときは
救急病院等案内テレホンサービス ☎23-0099
- 言語・聴覚機能の不自由な方は、
救急通報ファックス FAX24-0119

表は、事故の種別と件数および搬送人員を市町村別に示したものです。広域圏全体の救急出場件数は、三千八百二十四件(三千六百十六件)で二八八件増加し、搬送人員は三千六百八十一人増加しました。一日あたりの出場件数は、一〇・五件(九・九件)で搬送人員は、九・九人(九・四人)となりました。本村への救急出場は二百四十件(二百九十四件)で延べ二百二十四人が搬送されました。

また、広域圏外への出場は十七件(二十四件)で、出場種別では交通事故六件(九件)、一般負傷三件(九件)、火災二件(二件)などで、合計十六人(三十四人)が搬送されました。

4月1日から老人保健法の規定に基づき、
高齢者の自己負担額が次のとおり改定されました。

● 外来の場合

① 定額制の診療所(注)

改定前

改定後

1日につき800円 → 1日につき850円

1カ月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については負担はありません。

(注) 一部負担金を定額で徴収することを県知事に届け出た診療所

② 病院及び定率制の診療所

一部負担金は医療費の1割ですが、同一の医療機関での負担額が1カ月に以下の額に達したときは、その後の自己負担はありません。

改定前

改定後

I 医療期間で
院外処方せんを
交付されなかった方

医療機関で 3,000円 → 3,200円

(大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は

5,000円 → 5,300円)

II 医療機関で
院外処方せんを
交付された方

医療機関で 1,500円 → 1,600円

薬局で 1,500円 → 1,600円

(大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は

それぞれで 2,500円 → 2,650円)

● 老人保健の訪問看護を受けた場合

① 定額制の訪問看護ステーション(注)

1日につき600円 → 1日につき640円

1カ月に6日以上訪問看護を受けた場合は、その月の6日目以降の訪問看護については基本利用料の負担はありません。

(注) 訪問看護に要した費用を定額で徴収することを県知事に届け出た訪問看護ステーション

② 定率制の訪問看護ステーション

一部負担金は老人保健の訪問看護に要する費用の1割ですが、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が1カ月に以下の額に達したときは、その後の基本利用料の負担はありません。

1カ月に3,000円 → 1カ月3,200円

詳しくは、役場保健福祉課
(☎54-2211内線122)までお問い合わせください。

今月から 国民年金はこう変わりました。

平成14年3月まで

平成14年4月から

納付書は、役場から
送付されていました。



役場

第1号被保険者

保険料の
納付方法が
変わります

納付書は、国(社会保険庁)
から、送付されます。

保険料に関するお問い合わせは
社会保険事務所へ!!



第1号被保険者

納付場所は・・・

- ・指定金融機関
- ・郵便局
- ・役場



「全額免除」か「全額納付」
のいずれか

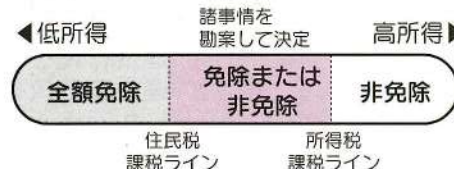
<口座振替をご利用の方>

制度改正による手続
きはありません。そ
のままご利用いた
だけます。

納付場所は・・・?

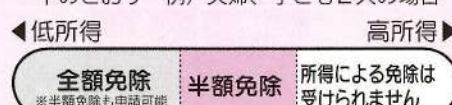
- ・全国の銀行、郵便局、農協、
信用組合、信用金庫、労働
金庫、社会保険事務所等
- ※ただし、役場では納められません。

「全額免除」・「半額免除」
・「全額納付」のいずれか



保険料
免除制度に
「半額免除制度」
が加わりました

☆所得(収入-各種控除)による免除の例は以
下のとおり 例) 夫婦、子ども2人の場合



年間所得
159万円 年間所得
290万円

※但し、半額の保険料を納付しない月は保険料
未納期間となります。

第3号被保険者(本人)が
役場へ届出することになっ
ていました。



第3号被保険者

役場

社会保
険事務
所

第3号被保険者
の届け出方法が
事業主経由に
なりました

第3号被保険者とは、第
2号被保険者(厚生年金
や共済組合に加入してい
る人)に扶養されている
配偶者です。

第2号被保険者(配偶者)
が会社または共済組合に届
出します。※健康保険の届出と同時に



第3号
被保険者

会社または共済組合

社会保
険事務
所

昼間部の学生が
対象でした。



学生納付特例
制度の対象者が
拡大されました

昼間部の学生に加えて、
夜間・通信教育課程の
学生等にも適用される
ことになりました。

上記以外は、役場住民生活課 (☎54-2211内線114)
で取り扱います。

異動になりました ～村職員の人事異動～

4月1日付けで、村職員の人事異動がありましたのでお知らせします（カッコ内は前、退職は3月31日付け）。

【課長及び相当職】

総務課長（基地対策室長）
基地対策室長（下水道課長）
税務課長（水道課長）
住民生活課長（社会教育課長）
保健福祉課長（産業振興課長）
産業振興課長（建設課長）
建設課長（保健福祉課長）
下水道課長＝昇格（下水道課長補佐）
水道課長＝昇格（税務課課長補佐）
議会事務局＝昇格（税務課長）
社会教育課長＝昇格（水道課課長補佐）
学校給食センター＝昇格（建設課課長補佐）

【課長補佐】

税務課課長補佐（保健福祉課課長補佐）
保健福祉課課長補佐＝昇格（税務課係長）
建設課課長補佐＝昇格（下水道課係長）
下水道課課長補佐（企画財政課課長補佐）
水道課課長補佐（ふるさと公園所長補佐）

【係長及び相当職】

総務課係長（出納室係長）
企画財政課係長（産業振興課係長）
税務課係長（保健福祉課係長）
産業振興課係長（議会事務局書記）
産業振興課係長（税務課係長）
下水道課係長（企画財政課係長）
議会事務局書記（総務課係長）
社会教育課係長（産業振興課係長）

【主任・主事補】

企画財政課主任（群馬県に派遣）
住民生活課主任（隣保館）
群馬県に派遣（渋川地区農業共済事務組合に派遣）
渋川地区農業共済事務組合に派遣（社会教育課主任）
出納室主事補（住民生活課主事補）

【保育士】

南部保育園保育士（北部保育園保育士）

【栄養士・調理員】

南部保育園栄養士（北部保育園栄養士）
北部保育園調理員（学校給食センター調理主任）
学校給食センター調理主任（北部保育園調理員）

【非常勤特別職】

児童館児童厚生員
南部コミュニティセンター館長

【新採用】

住民生活課主事
社会教育課主事補

【退職】

（総務課長）
（住民生活課長）
（議会事務局）
（学校給食センター所長）
（総務課係長）
（隣保館主任兼運転手）

飯塚 武夫
森田 利昭
湯浅 耕作
岩田 喜代司
内海 正勝
狩野 嘉治
善養寺 義男
清水 眞一
萩原 正夫
清水 勝己
綿貫 智司
久保田 恭司

堀内 礼子
早川 雅彦
村上 和好
田畑 英子
高橋 孝夫

小山 美子
塩澤 千代子
倉持 直美
蜂巣 規子
星野 充利
清水 喜代志
山本 正子
星野 勉

早川 弘行
狩野 宏記
山口 誠一
村上 誠
青山 紀子

志岐 英代

綿貫 マサエ
高橋 あや子
富澤 澄子

星野 良太郎
笹澤 勉

岸 聡介
一倉 規夫

南 茂
浅見 満
笹澤 勉
狩野 フサ子
富澤 里子
猪又 弘一

むらのニュース

ご自身の体験を話された
橋幸夫さん



橋幸夫さんが講演会

三月十二日、南小学校体育館で演歌歌手の橋幸夫さんを招いて村民文化講演会が行われ、約五百人のお客さんが集まりました。

「母親の介護から教えられたこと」という演題で行われた講演で橋さんは、ご自身の母親の介護の経験をお話されました。

講演の中で橋さんは「感動と感激は人間にとって非常に大切。これがなくなったらボケの始まり。感情豊かに毎日を過ごしましょう」と話していました。

また、日本経済再生のためには家庭の再生が必要不可欠であることも強調していました。「家族で買い物をするようになれば、消費が増える。消費が増えれば、経済に活力が戻る。日本の再生は、まず家庭の再生から」と熱弁をふるっていました。

児童館祭りを開催

児童館と母親クラブ（会長 須田香さん）では、三月三十日に村内の子どもたちを集めて、児童館祭りを開催しました。

映画鑑賞、サイコロゲーム、お菓子のつかみ取りなどが行われ、子どもたちは祭りの開催中大はしやぎでした。また、チョコバナナやポップコーンをおいしそうに食べていました。

祭り終了まで、館内に子どもたちの元気な声が響いていました。



講師の指導のもと体を動かす「はつらつ健康教室」の参加者たち



各区で高齢者が健康づくり

一月から三月に渡り、各区のコミュニティセンター等で高齢者を対象にした「はつらつ健康教室」が開催されました。

この教室は、高齢者にいつまでも健康で長生きするための秘訣を教えるために開催され、全村で、

二九六人が参加しました。

県スポーツ振興事業団から来ました講師が参加者とともに体を動かしながら、体に負担にならない程度の運動を教えていました。

「運動しないと体の衰えが速くなる。しかし、無理は禁物。無理なく体を動かしましょう。」と講師が教えていました。

参加者みなさん、講師の教えにしたがい、自分の体を動かせる範囲内で運動に励んでいました。

この教室は、今年度も開催される予定です。たくさんの方の参加をお待ちしています。

声で歌っていました。

園児の出し物の終了後、お年寄りが舞踊などを披露。熟練の演技を披露し、園児たちから大きな拍手が贈られていました。

最後に、園児とお年寄りが一緒に会食。楽しく会話をしながら、お寿司などを食べていました。会話を通し、交流を深めあっていました。



人権問題について語った横島先生

集会所での学習成果を発表

三月三日、南部コミュニティセンターで第二十回村教育集会所学習成果合同発表会が開催されました。

この発表会は、村内六カ所の教育集会所で行われている各種教室の学習成果を披露していただくことと毎年開催されています。

発表会開演に先立ち、星野い江さん（3区）と湯浅フミ子さん（10区）に功労者表彰、村教育委員会が小・中学生を対象に行った人権ポスターコンクール優秀者

十二人に表彰状が贈られました。

続いて、ステージでは岩田金義さん（2区）の司会によりダンスや民謡、カラオケなど延べ五十一点のプログラムが披露されました。

また、会場には各教室で作られた手芸品などが展示され、訪れた方々の目を惹きつけていました。

プログラムの中間には、各小・中学校の「人権作文」優秀者の作文発表と「同和問題から人権問題へ」と題して、宇都宮大学教授の横島章先生による講演会も行われ

ました。

【人権ポスター入賞者】（敬称略）
○榛東中：加藤藍夏（5区）、高橋杏奈（8区）、石田章子（8区）
大橋美香（9区）
○北小学校：小谷野美穂（5区）、布施明日香（5区）、坂本歩（6区）、水出恵美（20区）
○南小学校：内海麻衣（13区）、高橋瑞穂（15区）、廣橋明日香（16区）
掛川美紀（19区）
【人権作文発表者】（敬称略）
松澤央乃（2区）、宮島菜生（7区）、近藤理恵（9区）



会場に提示された人権ポスター1優秀賞作品
優秀賞作品

ぜ ひ / 知 ら せ た い 情 報

麻疹は子どもの病気というイメージがありますが、麻疹ウイルスに対する抗体がなければ、大人でもかかる病気です。ただ、やはり最も麻疹にかかりやすいのは、乳幼児期の子どもたちです。感染症発生動向調査では、近年、増加している傾向にあります。また、年齢でみると一歳児が最も多くなっています。

麻疹にかからないようにするための有効な手段が予防接種です。麻疹の場合、予防接種を受けることができる期間は、生後十二カ月から九十カ月未満となっていますが、予防効果と安全性の面から生



後十二カ月から二十四カ月に受けるのが望ましいとされています。麻疹にかかってしまう前に、一歳になったら早めに予防接種を受けることをお勧めします。

予防接種の前に

麻疹の予防接種による有効率は95%以上です。接種して1週間後から発熱や発疹など、軽い麻疹に似た症状がでることがありますが、通常は1〜2日でその症状は消えます。また、まれにアレルギー反応や熱性けいれんが起こることもあるので、予防接種を受ける前は、かかりつけの医師によく相談し、体調などを十分にチェックしてもらいましょう。

麻疹の怖い合併症に注意！

主な合併症は、気管支炎や肺炎、中耳炎、脳炎など。命を落としたり、後遺症が残ったりするケースもあります。麻疹にかかって亡くなる人は一万人に一人の割合と考えられており、日本では年間数十人の子どもが麻疹で命を落としていると言われています。

一歳になったら予防接種を……

麻疹は小さな子どもがかかりやすい重大な感染症の一つです。感染症が強く、発熱、発疹を主な症状としますが、ときに肺炎や脳炎などの合併症を引き起こし、命にかかわるケースもあります。麻疹を未然に防ぐには、予防接種を受けることが最も効果的です。

子どもの麻疹

予防接種が効果的！

麻疹の特徴

〈感染経路〉

麻疹の原因は麻疹ウイルスです。麻疹ウイルスは、麻疹にかかった人のせきやくしゃみなどから空気感染します。

〈症状〉

■潜伏期間10〜12日

■主な症状

- 〔カタル期〕 38℃前後の発熱が2〜4日続き、倦怠感やくしゃみ、せき、鼻水、結膜炎症状などが現れます。乳幼児では下痢や腹痛などの症状を伴うことが多くあります。また、口の粘膜には白い小さな斑点（コプリック斑）が現れます。
- 〔発疹期〕 いったん高熱が引きかけますが、半日ほどで再び39〜40℃の高熱になります。それと同時に、耳の後ろ、首、額などから赤い発疹が出はじめ、翌日には顔面や体全体に発疹が広がります。
- 〔回復期〕 高熱は発疹が現れてから3〜4日ほどで解熱し、発疹の色も薄くなってきます。合併症がなければ、7〜10日程度で回復します。

ツヨシさんはどこにいるかな？



ストレッチ教室—チャレンジャーツヨシも参加—

3月4日から4回に渡り、ストレッチ&腰痛体操教室が中央公民館大会議室で開催されました。この教室には、日頃のハードなチャレンジにより、故障がちなチャレンジャーツヨシさんも参加。講師からいろいろな体操を教わっていました。なかなか思うとおりに動かない体に戸惑っているようでした。参加者みなさん、教室終了後には体操により腰痛が軽くなったと喜んでいました。

榛東村笑女歌劇団「あったか村」が熱演

3月30日と31日に榛東村笑女歌劇団「あったか村」が第4回演劇教室発表会を行い、両日あわせて約340人の観客に日頃の練習の成果を披露しました。今回は、ミュージカル「不思議な国のアリスの帽子屋さんのお茶の会」を熱演。演技終了後、お客さんから盛大な拍手が送られていました。なお、「あったか村」は昨年11月の国民文化祭にも出演し、全国に向けて演技を発表しました。

村国際交流協会からお知らせ

会員募集

村国際交流協会では、国際交流に関する各種事業・活動により多くの村民みなさまのご理解とご協力をいただこうと、会員の募集をしています。会員区分と年会費は、学生会員五百円、一般会員千円、法人会員五千円となっております。入会を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。会員の方には、協会が行う事業案内、国際交流に関する情報や資料等を随時配布しています。

語学教室開催

協会では、次のとおり語学教室

四月は未成年者飲酒防止強調月間です

～お酒は二十歳になってから～

成長期にある未成年者の飲酒は身体的・精神的・社会的にさまざまな害をもたらすと言われていますが、いまだに買って飲む、家にあるものを飲むなど、未成年者の飲酒はあとを絶たない状況にあります。法律で、未成年者の飲酒を禁止するとともに、親には「未成年者である子どもの飲酒を制止すること」と「酒類を扱う販売業者や飲食業者には「未成年者が自ら飲むこと」を知らながら酒を販売することを禁止」し、「未成年者と思われる場合には運転免許証等により年齢を確認するなどの義務」を定めています。



年齢確認実施中



昨年度の中国語教室から

暮らしの情報

村住民生活課から

スプレー缶は必ず
ガスを抜いてください

スプレー缶や卓上コンロのガスカートリッジが、ゴミ収集車や処理場の中でつぶされるときにガスがでて、そのガスになんらかの火がつき、火災が発生します。スプレー缶や卓上コンロのガスカートリッジをだすときは、使い切ってから缶に穴を開け、ガスを抜いてください。

なお、穴開け器は役場住民生活課窓口で無料配布しています。

村保健福祉課から

精神保健福祉業務の
窓口が変わりました

これまで渋川保健福祉事務所が窓口になっていた次の業務が、4月1日から村に移りました。

- 精神障害者手帳の申請受付・交付及び取得のための相談等
- 精神障害者通院医療費公費負担の申請受付・交付及び相談等
- 精神障害者社会復帰施設の利用に関する相談、助言、あっせん等
- 精神障害者社会適応訓練事業に関する相談、助言、あっせん等

なお、渋川保健福祉事務所では次の業務を行っています。

- 精神保健福祉相談
- 社会復帰相談指導事業
- 精神障害者社会復帰適応訓練事業
- 精神保健福祉に関する普及啓発事業
- 精神障害者家族会等への育成・援助

詳しくは、役場保健福祉課（☎54-2211内線117,118）または渋川保健福祉事務所（☎22-4166）までお願いします。

5月休日当番医

	内科	外科	耳鼻科	歯科
3日	北毛病院 (行馬) ☎24-1234	阿部内科医院 (子持村) ☎25-0758	関口医院 (吉岡町) ☎55-5122	しまむら歯科医院 (八木原) ☎20-1182
4日	佐藤医院 (北橋村) ☎52-3003	菊地医院 (榎東村) ☎54-3346	西澤外科医院 (大崎) ☎22-0261	さいとう歯科医院 (子持村) ☎53-5454
5日	コオノ医院 (坂下町) ☎22-0171	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	北條外科胃腸科医院 (吉岡町) ☎54-6870	K歯科医院 (金井) ☎22-2331
6日	大谷内科クリニック (中村) ☎20-1881	船山内科医院 (吉岡町) ☎30-5055	宮下外科胃腸科医院 (上郷) ☎23-3021	吉岡歯科クリニック (行幸町) ☎24-8289
12日	奈良内科医院 (東町) ☎25-1155	船山内科医院 (子持村) ☎53-2530	関口病院 (辰巳町) ☎22-2378	高橋歯科クリニック (行幸町) ☎24-8211
19日	中野医院 (坂下町) ☎22-1219	駒寄こども診療所 (吉岡町) ☎55-5252	加藤整形外科医院 (行幸町) ☎20-1007	真下歯科クリニック (榎東村) ☎54-1366
26日	厚成医院 (石原) ☎22-1060	赤城開成クリニック (赤城村) ☎20-6500	森田内科クリニック (金井) ☎22-1678	山崎歯科医院 (元町) ☎25-1184

※耳鼻科は診療時間が正午までです。 ※http://www2.wind.co.jp/shibukawa-ishikai/i.htm(iモード)

高崎税務署から
国税専門官募集

～大学卒業程度～

国税専門官の採用試験が次のとおり実施されます。

【受験資格】

◎昭和50年4月2日～昭和56年4月1日生まれの者

◎昭和56年4月2日以降生まれの者で

①大学を卒業した者及び平成13年3月までに卒業見込の者

②人事院が①の者と同等の資格があると認める者

【申込受付期間】 5月9日(木)まで

【試験日と試験科目】

◎第一次試験 (教養及び専門)

◇6月16日(日)

【申込書の請求先・問い合わせ】

◎高崎税務署 (☎027-322-4847)

高崎市東町134番地12 〒370-8611

自衛隊群馬地方連絡部から

自衛隊幹部

候補生を募集します

自衛隊では、下記のとおり幹部候補生を募集します。

■受付期間…5月10日(金)まで

■採用予定数

区分	男子	女子
陸自	一般幹部候補生 約90名	約10名
海上	一般幹部候補生 約60名	約5名
自衛隊	技術幹部候補生 約20名	
航空	一般幹部候補生 約50名	約5名

▶お問い合わせは、前橋募集案内所 (☎027-233-8960) までお願いします。

募集案内

渋川広域消防本部から

危険物取扱者試験のご案内

【危険物取扱者試験について】

(財)消防試験研究センター群馬県支部では、平成14年度第1回の危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

■試験の日時…6月23日(日)

■試験の種類…甲種、乙種1～6類、丙種

■試験会場…渋川工業高校、前橋工業高校、高崎工業高校、関東学園大学

■願書受付期間…5月7日～16日まで(土・日を除く)

■願書受付場所…渋川広域消防本部または県内各消防本部、(財)消防試験研究センター群馬県支部

■受験資格◆甲種危険物取扱試験…一定の学歴または実務経験などが必要です。◆乙種および丙種危険物取扱試験…受験資格の制限はありません。

■受験手数料

・甲種危険物取扱試験…5,000円

・乙種危険物取扱試験…3,400円

・丙種危険物取扱試験…2,700円

【試験準備講習会について】

渋川地区危険物安全協会では、危険物取扱者試験の合格率の向上を図るために、乙種第4類の受験者を対象とした試験準備講習会を実施します。

■講習日時…5月23日(木) 9:00～16:00

■講習の種類…乙種第4類の受験者を対象

■講習場所…渋川市民会館 小ホール

■受付期間…5月7日～16日(願書の受付期日と同じ)

■受付場所…渋川地区危険物安全協会事務局(渋川広域消防本部予防課内)

■受講料 (いずれも教材費を含みます。)

・会員または会員事業所に勤務するもの…5,800円

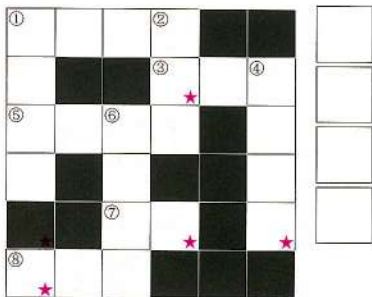
・上記以外の者…6,800円

▶危険物取扱者試験および準備講習会についてのお問い合わせは、渋川広域消防本部予防課 (☎25-4193) までお願いします。

図書券が
当たる?

広報クイズ

★をつなげてください。ひとつの言葉になります。応募する紙には、その言葉だけを答えとして記入してください。(ヒント:カメラに入れます)



- タテのカギ
- ①大人の歯が生えてくる前に生える歯。
 - ②うまくいくよう〇〇〇〇する。
 - ④インドの国技。〇〇〇〇、〇〇〇〇と声を発しながらプレーします。
 - ⑥働くこと。〇〇〇〇組合。

が正解でした。抽選で、次の七人の方に五百円相当の図書券を贈りました。(カッコ内は行政区 敬称略)

【当選者】細野立樹(1区、中島秀俊(6区、新井早苗(7区、森野需美子(10区、吉村恵知子(13区、大崎光(17区)、坪谷理沙(21区)

土	金	木	水	火	月	日
4 休日	3 憲法記念日	2	5/1	30 乳児健診 PM1:15～2:00 研修館 保福	29 みどりの日	28 狂犬病予防注射 AM9:10～PM3:00 村内各所 住民
19	18	17	16	15	14	13
AM10:00～PM3:00 北小G 教育	PM7:00～9:30 バソコン教室 公民館 教育	PM1:30～4:00 心臓と相談 公民館 教育	PM7:00～9:30 バソコン教室 公民館 教育	PM7:00～9:30 バソコン教室 公民館 教育	PM7:00～9:30 バソコン教室 公民館 教育	PM1:30～2:30 健康相談 公民館 教育

ダイヤルメモ

役場	54-2211
教育委員会	54-2765
公民館(研修館)	54-2573
商工福祉センター	54-2211
(商工会)	(54-2318)
ふるさど公園	54-2488
南部コミセン	54-0488
南楽集センタ	54-0031
児童館	54-7933
耳飾り館	54-1133
ふれあい館	54-1126
社会福祉協議会	55-5294

問い合わせ

農業…農業委員会	公民…中央公民館	教育…教育委員会 社会教育課 協議会	社協…社会福祉協議会	住民…住民生活課	保福…保健福祉課
----------	----------	--------------------------	------------	----------	----------

箕郷町文化講演会…5月26日(日)午後4時から箕郷町文化会館で永六輔さんの講演会が行われます。全席自由500円。お問い合わせは、文化会館 (☎027-371-7211) まで。

お元気ですか こちら保健婦です

健診を受けましょう

～住民健診が始まります～

五月から住民健診が始まります。健診の内容は①結核検診②基本健診③前立腺がん検診の3つです。

●結核検診(十八歳以上、無料)
結核は過去の病気ではなく、現在でも集団感染の発生があります。年に一度は受けましょう。

●基本健診(二五～三九歳自己負担有り、四〇歳以上無料)
血圧や検尿、採血等の検査を行い、循環器疾患(高血圧、心臓病等)の早期発見、予防を図ります。また、今年度から肝炎ウイルス検査(B、C型)を実施

します。平成十五年四月一日現在で四〇、四五、五〇、五五、六〇、六五、七〇歳の方で肝炎ウイルス検査を受けたことがない方等が対象となります。詳しくは保健師までお問い合わせください。

●前立腺がん検診(五〇歳以上の男性、自己負担有り)
前立腺は男性特有の臓器です。尿道の周りを取り囲むように存在し、がんや肥大等になると尿が出にくい、尿の勢いが弱くなる等の症状があります。今までは血液検査と触診を実施していましたが、今年度から血液

検査のみで行います。五〇歳を過ぎたら、ぜひ受けてください。また、国民健康保険加入者は保険証をご持参した場合、検査料は無料となります(七〇歳以上も無料)。

*対象者や申込者には受診票を送付します。

*日程は今月と来月の広報、健康カレンダーをご覧ください。

▼健診に関するお問い合わせは役場保健福祉課保健師(四五四・二二二・内線一七、二一八)までお願いします。



わが家のアイドル募集中!

ななみ 後開奈美ちゃん
5区

(豊治・いずみさんの長女11カ月)

「マイブームは、パパに手を振っての行つてらっしゃい!!」

おめでた お誕生おめでとう
お祝い金(お祝い金)は各世帯の世帯主様へお送りいたします

女の子	お祝い金	お祝い金
18区 伊與久 小百合ちゃん (章さん) 1月27日生	お祝い金	お祝い金
1区 堀井 麻由ちゃん (昌成さん) 2月6日生	お祝い金	お祝い金
21区 中島 朱里ちゃん (英幸さん) 2月13日生	お祝い金	お祝い金
15区 追立 美直稀ちゃん (直司さん) 2月21日生	お祝い金	お祝い金
5区 安藤 圭ちゃん (勲さん) 1月31日生	お祝い金	お祝い金
9区 清水 啓太ちゃん (優一さん) 1月31日生	お祝い金	お祝い金
1区 清水 健太ちゃん (弘さん) 2月14日生	お祝い金	お祝い金

男の子	お祝い金	お祝い金
10区 風間 健心ちゃん (浩さん) 2月14日生	お祝い金	お祝い金
8区 萩原 侑己ちゃん (健一さん) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
1区 星野 小三郎さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
2区 柳岡 き奈さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
4区 塩澤 由雄さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
4区 染屋 フミ子さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
5区 松澤 辰夫さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
11区 阿久澤 利都子さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
14区 細野 宏さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
15区 富澤 秋次郎さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
20区 松本 和子さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金
20区 吉森 寛さん (お祝い金) 2月19日生	お祝い金	お祝い金

人口と世帯

(3月1日現在)

総人口	13,987人(+10)
男	7,172人(-2)
女	6,815人(+12)
世帯数	4,429戸(+2)

()は対前月

村内の交通事故

(3月末日現在の集計)

事故件数	15件(-1)
死者	0人(±0)
傷者	25人(+5)

()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう

こちら編集室

です

今年度も私が「広報しんとう」の編集を担当することになりました。一年間よろしくお願いします。今回は、「広報しんとう」を発行するまでの過程をお知らせします。この四月号の原稿は、今日五日に印刷会社に提出しました。その後、発行までの間に二回校正作業(二ページごとに誤りがないか点検する)を行いました。こうして十九日に発行することができました。ちなみに五月号の原稿提出日は来月一日。もつすくた! (つよし)



三月一日、3区の森田弘子さんが、一日消防長として火災防止活動を行いました。



三月十五日、県道南新井・前橋線沿いの下新井バス停留所近くで、交通安全を訴える看板の除幕式が行われました。